

11月・12月は、税の滞納整理強化月間です!!

～納期内納付のご協力をお願いします～

問合せ先 税務課収納係・滞納対策係 (窓口⑦) ☎22218



市税は、市民の皆さまの安心で健康的な生活を維持するためのまちづくりを支える大切な財源です。多くの納税者の方に納期限までに市税を納めていただいておりますが、残念ながら様々な理由で滞納されている方もいます。

このようなことから、県内の全市町は、県と連携して納期内納付をされている方との公平性を保つため、11月から12月までの2か月間を『滞納整理強化月間』に設定して、滞納処分の強化に取り組みます。

【市税の滞納解消に向けて】

近年の景気の低迷により、市税収入が減少する一方で、市税の滞納が高い水準にあります。令和元年度の徴収率は94.7%と前年度に比べて増加していますが、依然として厳しい状況です。

滞納は市の財政を圧迫し、市民の皆さまの行政サービスに大きな影響を与えます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

【滞納処分の強化について】

税務課では、督促状や催告書を送付しても応答がなく、納付できるにもかかわらず納付のない滞納者に対しては「賀茂地方税債権整理回収協議会」と連携して、財産調査を行ったうえで、差押、捜索、公売などの滞納処分を行います。

徴収困難な滞納者については、地方税の滞納整理の専門機関である静岡地方税滞納整理機構に移管し、滞納処分の強化を図ります。

市税収納状況 (単位: 百万円)

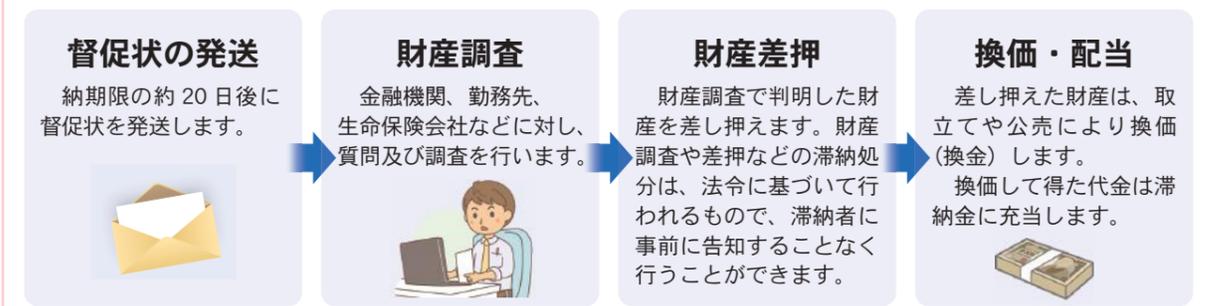
年度	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
現年課税	2,907	2,846	97.9%	2,863	2,810	98.1%	2,873	2,818	98.1%
滞納繰越	236	69	29.3%	193	56	29.1%	150	46	30.2%
合計	3,143	2,915	92.7%	3,056	2,866	93.8%	3,023	2,863	94.7%

※金額は、一般会計市税(市民税、固定資産税、軽自動車税等)の決算数値

静岡地方税滞納整理機構移管実績

年度	移管件数	差押等による徴収金額
平成 28 年度	20 件	28,515 千円
平成 29 年度	15 件	8,080 千円
平成 30 年度	15 件	14,717 千円
令和元年度	15 件	9,085 千円

滞納処分の流れ



【賀茂地方税債権整理回収協議会の取組】

平成28年4月から、静岡県と賀茂地域6市町で「賀茂地方税債権整理回収協議会」を設置し、市町税の共同徴収に連携して取り組み、財産調査、差押、捜索などの滞納処分の強化を行ってきました。

賀茂6市町の体制で取組を続けた結果、設置後の4年間で市税全体の収入率は7.9%向上し、収入未済額は4億円縮減しました。

今後も引き続き賀茂地域全体の徴収体制の適正化に取り組んでいきます。

【困ったときには、早めの相談を!】

病気や失業、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減などの特別な事情があり納付が困難な方や、納付が遅れている方は、お早めに税務課収納係(窓口⑦)へご相談ください。

事業用家屋・償却資産に係る令和3年度分の固定資産税・都市計画税を軽減します

市内で事業を行う中小企業・小規模事業者の事業用家屋・償却資産に係る令和3年度分の固定資産税・都市計画税を2分の1に軽減、又は全額免除します。

軽減対象者

次の①～③に該当し、令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月の事業収入が、昨年の同期間と比べて30%以上減少した事業者
 ※大企業の子会社は対象外
 ① 常時使用する従業員数が千人以下の個人
 ② 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
 ③ 資本又は出資のない法人のうち、常時使用する従業員数が千人以下の法人

軽減率

事業収入の減少割合	軽減割合
30%以上 50%未満	1 / 2
50%以上	全額

※土地及び事業以外に使用している家屋を除く

申告の流れ

- ① 認定経営革新等支援機関等に、中小企業・小規模事業者であること、事業収入の減少、特例対象家屋の事業割合の確認を受ける。
 - ② ①の機関等から確認印を押印した申告書を受け取る。
 - ③ 下田市へ軽減申告する。
- 認定経営革新等支援機関等とは?**
 税務財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験がある中小企業等経営強化法に規定する認定経営革新等支援機関及び、それに準ずるもの(税理士、公認会計士、農協、漁協、商工会議所など)。
- 必要書類**
- ・市の定める申告書(市ホームページでダウンロード)
 - ・収入減少が確認できる書類
 - ・特例対象家屋の事業用割合が確認できる書類
 - ・償却資産がある場合は、令和3年度の償却資産申告書

申告期間 令和3年1月4日～2月1日
 申告・問合せ先 税務課資産係
 (窓口⑧) ☎22218 FAX223910

市ホームページ



上水道基本料金を免除します

新型コロナウイルス感染症に係る経済支援策として、上水道の基本料金を2か月分免除します。

※超過料金及び下水道使用料は通常どおりの請求となります。

対象期間

10月1日から11月30日の間に検針対象となる分

【隔月検針の場合】 10月分(11月請求分)、11月分(12月請求分)

【毎月検針の場合】 11月分(11月請求分)、12月分(12月請求分)

免除方法

免除対象の請求から基本料金に相当する金額を差し引く方法で実施します。申請は不要です。詳細については市ホームページ又は検針時に配布するチラシをご覧ください。

問合せ先 上下水道課業務係

☎221200

下田市上下水道検針票

下田 太郎 様

お客様番号	000-0000000-000		
ご使用場所	下田市東本郷一丁目5番18号		
今月	令和2年10月分		

請求予定額のお知らせ

メーター番号	S000	口径値	13 mm
今回指針	20 m ³	旧メーター取替	

検針票のこの部分が、隔月検針(2か月に1度の請求)の方は、令和2年10月分、11月分
 毎月検針(毎月請求)の方は、令和2年11月分、12月分の請求が基本料金免除となります。

免除金額は水道メーターの口径によって異なりますので、口径をご確認ください。